職員の業務負担軽減に関する項目

小中学校の養護教諭の配置については、小学校851名以上、中学校801名以上の児童生徒が在籍する学校に複数配置を行っているところ。

心身の健康を害している児童生徒に対してその回復のための特別の指導が行われる場合にあっては、児童生徒数の多寡に関わらず、児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配として、養護教諭を複数配置しているところ。

府教委としては、これまでも、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、国に対しては定数改善を強く要望してきたところ。

文部科学省では、平成３０年度概算要求において、「社会に開かれた教育課程」を実現し、複雑・困難化する教育課題に対応する「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員の配置充実を図るため、発達障がいやいじめ、貧困など子どもが抱える多様な課題への対応等に必要な3,800人の定数改善が計上され、その中において養護教諭の配置充実として、複数配置基準の引き下げが盛り込まれたところ。府教育庁としては、引き続き、今後の国の動きを注視するとともに、教職員の定数改善が図られるよう求めていく。

今後とも、養護教諭定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

職員の業務負担軽減に関する項目

心身の健康への適切な対応を行うための養護教諭の加配については、市町村からの調

書及びヒアリングを踏まえ、いじめや不登校、自傷行為、暴力行為、性に関する問題行動等、また、慢性疾患や障がい等により、心身のケアが必要な生徒が多く在籍する学校、保健室登校や保健室の来室状況等から課題が多く緊急に加配が必要な学校、加えて加配により、生徒の心身の健康に対する総合的、かつ積極的な取組みが期待できる学校であるかどうかを総合的に判断し、配置校を決定している。

職員の業務負担軽減に関する項目

養護教諭の採用にあたっては、将来の定数動向や財政状況等を踏まえつつ、計画的に新規採用者を確保していくことにより、適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいく。

職員の業務負担軽減に関する項目

　再任用の選考につきましては、本人の希望時間数を尊重し行なっているところ。

適正な定数管理に努め、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいく。

職員の健康管理に関する項目

学校における休憩時間につきましては、条例等に基づき付与しているところであり、学

校職場の実態も踏まえ、適切に運用されていると認識している。

なお、休憩時間の適切な運用については、「休憩時間を取得しやすい環境づくりに努めるよう指導すること。また、校長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応を取るよう指導すること。」として市町村教育委員会に対し指導・助言しているところ。

職員の業務負担軽減に関する項目

養護教諭に対する職務軽減については、平成２０年度から、軽減措置期間を妊娠判明時から産休に入るまでとしたところ。

代替講師の配置については、府教育庁における講師登録者の中から行っているところだが、これまで、講師登録者を確保するため、府や市町村関係施設、ハローワークなどにおいて、講師募集のポスターの掲示やチラシの配付、教員養成課程を有する大学に対する学生への周知の依頼や大学に出向いて登録の受付、教員採用選考テスト会場でのＰＲなど、様々な対策を継続的に行ってきたところ。

なお、長期休業中の、病気休暇等の代替措置については、基本的には困難だが、学校運営上重大な支障が出るような場合には、個々の実態を踏まえ対処していく。

これらの取り組みを行うことにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

職員の勤務時間管理に関する項目

勤務時間の割振りについては、各校で校長等が適切に行っていると認識している。

なお、宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員の勤務時間の割振りについては、（皆様との協議の上、）平成２４年４月より、当該行事を行う日における引率教員の行程のはじめから行程の終わりまでに要する時間が休憩時間（１時間）を除いて１１時間３０分以上１１時間４５分未満である日については、あらかじめ１１時間３０分の勤務時間を割振り、別の要勤務日に４時間の勤務時間を、１１時間４５分以上１５時間３０分未満である日については、あらかじめ１１時間４５分の勤務時間を割振り、別の要勤務日に３時間４５分の勤務時間を、１５時間３０分以上である日については、あらかじめ１５時間３０分の勤務時間を割振り、別の要勤務日を勤務を要しない日として、それぞれ割り振ることができるとしている。

職員の勤務時間管理に関する項目

運動器検診の実施や事後措置に係る業務については、「運動器検診及び運動機能等に関する協議会」において作成するマニュアルを、市町村教育委員会等に情報提供を行うなど、引き続き、各学校において、適切に実施されるよう努めていく。

職員の勤務時間管理に関する項目

学校保健安全法第二十三条において、学校には、学校医を置くものとし、また、第２項にて、大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとなっている。

学校医については、各学校の実情に合わせて、学校の設置者により、配置されているものと認識している。

職員の業務負担軽減に関する項目

食物アレルギーについては、昨年度、専門医師のほか、学校長や担任、養護教諭、栄養教諭等の学校関係者による「学校における食物アレルギー対策ガイドライン」作成委員会を１１月に立ち上げ、現場の意見や実態を反映したガイドラインを作成し、府立学校及び市町村教育委員会に対し、周知したところ。

アレルギー対応は校長・准校長を責任者として学校全体で取り組む必要があることから、主管課長会議や学校給食衛生管理・食育研究協議会などの機会を通じてガイドラインの周知を行っている。

なお、栄養教諭の定数改善については、これまでも様々な機会を通じて国に要望をしてきたところですが、引き続き要望してまいりたいと考えている。

職員の業務負担軽減に関する項目

食物アレルギー疾患を有する子どもへの対応については、本年２月に策定した、「学校における食物アレルギー対策ガイドライン」を踏まえ、適切に対応いただくよう、学校保健等担当指導主事連絡会、学校給食・食に関する指導主管課長会議や、６月に実施した学校給食担当者連絡会において、周知を図ったところ。

学校における食物アレルギーは、校長・准校長を責任者として学校全体で取り組む必要があることから、府教育庁では、７月に学校の管理職対象に「学校給食衛生管理・食育研究協議会」を開催し、学校給食における食物アレルギー対応の研修を実施するとともに、８月には、日本学校保健会主催で、学校におけるアレルギー疾患への対応に関するアレルギー講習会が教職員等を対象に開催した。

アレルギー疾患を有する子どもたちの対応については、平成27年3月9日付け教委保第2566号「アレルギー疾患対応資料の配付について（通知）」にて、通知・配付している「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」等を活用するよう案内している。

職員の業務負担軽減に関する項目

　アレルギー疾患を有する子どもが安全に学校生活を送るためには、教職員がアレルギ

ーに対する理解を深め、校内体制を充実させることが重要。

教職員の研修については、これまで専門医による研修やエピペンの実習などを実施しており、28年度も国庫事業「学校保健総合支援事業」において、教職員を対象とした専門医によるアレルギーに関する研修会を２月に実施したところ。

また、今年度、８月には、日本学校保健会主催で、学校におけるアレルギー疾患への対応に関するアレルギー講習会が教職員等を対象に開催した。

今後とも引き続き、アレルギー疾患を有する子どもへの対応について校内体制の充実等を図るよう、市町村教育委員会に対し働きかけてまいりたい。